

岡山県道路維持管理業務入札に係る低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県が発注する道路（道路法（昭和27年法律第180号）に規定される道路。次条において同じ。）の維持管理業務の入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の13において準用する第167条の10第1項の規定により落札者を決定するために行う調査（低入札価格調査）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(対象業務)

第2条 対象となる道路の維持管理業務は、競争入札に付する業務のうち、設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。）が8,000万円以上の業務（以下「業務」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、次に掲げる方法により算定した額とする。

(1) 予定価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、次に掲げる額の合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる額の合計額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げた額）とする。

イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 設計積算体系等により前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算定方法にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）が業務ごとに設定した率を予定価格に乗じて得た額（その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額。ただし、切り捨てた後の額が、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、10万円未満の端数を切り上げた額）とする。

2 契約担当者は、調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への説明)

第4条 契約担当者は、指名通知書に次の事項を記載するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（以下「最低価格入札者等」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、その者が必ずしも落札者になるとは限らないこと。

(3) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、県の調査に協力しなければならないこと。

(落札決定の保留)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、契約担当

者は、落札者の決定の保留及び次条に掲げる調査の実施について、入札参加者に通知し、入札を終了するものとする。

- 2 前項の通知は、岡山県電子入札システムにより行うものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける業務については、低入札価格調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

（調査の実施）

第6条 契約担当者は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）の当該入札価格について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、入札終了後直ちに、提出方法及び提出期限を指定した上で全ての低価格入札者から入札価格の内訳書を徴するものとする。この場合において、契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者は、失格とする。

- 2 契約担当者は、前項の低価格入札者の入札価格及び内訳書について調査を行い、次の各号に定める基準を満たさない場合（第3条第1項第2号の規定により調査基準価格を算定した場合を除く。）又は入札価格が予定価格に3分の2を乗じて得た額を下回る場合には、当該低価格入札者について当該契約の内容に適合した業務が履行されないおそれがあると判断するものとする。

- (1) 低価格入札者の入札価格の内訳書における直接工事費の額は、発注者の見積参考資料における直接工事費の額の92%以上の金額であること。

- (2) 低価格入札者の入札価格の内訳書における共通仮設費の額は、発注者の見積参考資料における共通仮設費の額の85%以上の金額であること。

- (3) 低価格入札者の入札価格の内訳書における現場管理費の額は、発注者の見積参考資料における現場管理費の額の85%以上の金額であること。

- (4) 低価格入札者の入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、発注者の見積参考資料における一般管理費等の額の63%以上の金額であること。

- 3 契約担当者は、低価格入札者（第1項の規定により失格となった者及び前項の規定により当該契約の内容に適合した業務が履行されないおそれがあると判断された者（以下「失格者等」という。）を除く。）のうち最低価格入札者等について、次の項目について調査を行うものとする。

- (1) その価格で入札した理由

- (2) 入札価格の内訳書

- (3) 手持工事の状況

- (4) 手持資材の状況

- (5) 資材の購入先

- (6) 労務者の供給見通し

- (7) 過去に施工した公共工事の成績状況

- (8) 過去に施工した同種工事の実績

- (9) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

- 4 契約担当者は、前項の調査を行ってもなお疑義がある最低価格入札者については、更に次に掲げる項目について調査を行うものとする。

- (1) 経営状況（関係機関等への照会）

- (2) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）

- (3) その他必要な事項

5 契約担当者は、前4項までの規定により調査したときは、低価格入札調査票（様式第2号）を作成し、岡山県建設工事等入札指名委員会運営要領別表（以下「運営要領別表」という。）に定める所掌事務によって区分された当該入札指名委員会へ諮るものとする。

（上申等）

第7条 契約担当者は、運営要領別表に定める岡山県入札指名委員会（以下「県指名委員会」という。）が所掌する事務で、本庁が執行する契約以外のものについては、当該契約を執行する県民局、県民局出先事務所又は出先事務所の入札指名委員会の調査審議を経て、上申書（様式第3号）により、県指名委員会へ上申するものとする。

2 県民局出先事務所長が前項の上申を行う場合は、当該事務所を所管する県民局長を経由するものとする。

3 県指名委員会の委員長は、第1項の上申を受けたときは、直ちに会議を開催し、処理方針を決定の上、決定書（様式第4号）により契約担当者へ通知するものとする。

（落札者の決定等）

第8条 入札指名委員会において、失格者等を除く入札参加者のうち最低価格入札者等を落札者として決定する方針が示されたときは、契約担当者は、当該入札に参加した者に対して、電子入札システムにより、落札者の決定について通知を行うものとする。ただし、特例政令の適用を受ける業務については、この限りではない。

2 入札指名委員会において、前項の最低価格入札者等を落札者として妥当と認めないとする方針を示したときは、契約担当者は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者で、次順位以下のものについて、順次、前3条に規定する手続を行い、その結果により示された方針により落札者を決定し、当該入札に参加した者に対して電子入札システムにより落札者の決定について通知を行うものとする。ただし、特例政令の適用を受ける業務については、この限りではない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から当分の間、試行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から当分の間、試行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に政令第167条の12第2項の規定による通知を行った指名競争入札に係る道路維持管理業務については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に政令第167条の12第2項の規定による通知を行った指名競争入札に係る道路維持管理業務については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成28年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前の単価適用年月日により積算された設計図書を用いた指名競争入札に係る道路維持管理業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に政令第167条の12第2項の規定による通知を行った指名競争入札に係る道路維持管理業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に政令第167条の12第2項の規定による通知を行った指名競争入札に係る道路維持管理業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に政令第167条の12第2項の規定による通知を行った指名競争入札に係る道路維持管理業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に政令第167条の12第2項の規定による通知を行った指名競争入札に係る道路維持管理業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に政令第167条の12第2項の規定による通知を行った指名競争入札に係る道路維持管理業務については、なお従前の例による。